

随 意 契 約 理 由 書

件 名	下高川高架橋耐震補強設計委託
契 約 の 相 手 方	株式会社スリーエスコンサルタンツ
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 6 号
随 意 契 約 理 由	平成 26 年度に実施した「下高川橋（野田小曽根線）外 1 橋改修設計委託」に基づき、現在「野田小曽根線（下高川高架橋）改修工事」を実施中であるが、橋脚の地下構造物が当初の想定と異なっていることが判明したため、急遽、耐震補強設計を行うものです。 本委託において、平成 26 年度の委託を受注した株式会社スリーエスコンサルタンツに履行させた場合、耐震設計計画策定の省略が可能なことや既に本橋に対する耐震設計の解析モデルを構築していることから、履行期間の短縮、経費節減が図られます。円滑な履行が確保できることで現在工事中の「野田小曽根線（下高川高架橋）改修工事」の期間短縮にも直結することから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、随意契約を締結するものです。
備 考	